

(対大臣・副大臣・政務官)  
3月22日(金)衆・法務委

司法法制部 作成  
階 猛 議員(国民)

1問 判事補など裁判所職員の欠員を解消させるため、政府が裁判所職員定員法の改正法案を毎年提出し、国会で審議する必要が高いと考えるが、法務大臣の見解を問う。

### 〔前提〕

現行の裁判所職員定員法では、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の定員について、それぞれ具体的員数を定めるという立法形式をとっている。

### 〔裁判所職員の定員を法律で規定する理由〕

これは、裁判所の定員は、国家機関の組織に関する事項として、法律で定めるべき事項であることに加え、①裁判所の行う業務の量は、その性質上、事件の質や量といった事件動向により大きく左右されるものであり、また、②事件動向を中長期的に予測し、必要となる人的態勢の見通しを立てることも困難であると考えられることから、裁判所において毎年必要な検討がされ、必要に応じて所要の見直しを行ってきたところと理解している。

さらに、事件の適正迅速な処理を図るために、事件動向を踏まえた人的態勢の充実のほか、実務上の運用改善や手続法などの制度改正を含めた総合的



な取組が必要であるから、 そうした取組を踏まえた  
裁判所の人的態勢の整備の必要性について、 委員御  
指摘のような充員状況の観点も含め、 裁判所職員定  
員法の改正案の審議に際し、 国会で御審議いただく  
ことにも意義があるものと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問 裁判所職員の定員について、その上限定員を法律で定めた上、具体的定員数を最高裁判所規則等に委任する立法形式をとることも考えられるか。

〔行政機関職員定員法のような定めの長所と問題点〕

仮に、行政機関の職員の定員について定める行政機関職員定員法と同様に、裁判所職員についても、法律では定員数の最高限度数を定め、具体的な定員数の定めは最高裁判所規則等に委任するといった立法形式をとることとすれば、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能となるといった長所が認められるところである。

他方、このような立法形式を導入し、定員数の最高限度数を定めるに当たっては、先ほど困難であると申し上げたが、ある程度中長期的な事件動向等を予測し、必要となる人的態勢の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、こうしたことの可否を含め、まずは裁判所において検討がされるべきものと考えている。

いずれにしても、裁判所職員の定員の立法形式を見直すとすると、委員御指摘のような国会で御審議いただく意義という点も含め、メリットや問題点を様々な観点から検討することが必要と考えている。」

(参照条文)

- 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

(裁判官)

第五条 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

(裁判官以外の裁判所の職員に関する事項)

第六十五条の二 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるもの之外、別に法律でこれを定める。

- 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 (略)

(内閣府、各省等の定員)

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

- 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」

という。) 第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。  
(略)

法務省 53,405人

- 一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
- 二 うち、11,809人は、検察庁の職員の定員とする。

(略)

○ 法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）  
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）  
第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、  
法務省定員規則を次のように定める。

(本省及び各外局別の定員)

第一条 法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のと  
おりとする。

区分 定員 備考

本省	51,905人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員 とする。
		二 うち、11,831人は、検察庁の職員の 定員とする。

平成31年4月18日（木）  
小川 敏夫 議員（立憲）

参・法務委員会  
法務当局（法制部）

想定問 定員法上、裁判官を判事と判事補を区分せず、  
ひとくくりにして定めるべきではないか。

1 判事と判事補は、次に述べるとおり、任命資格と職権に違いが設けられている。

すなわち、判事は、判事補等の職にあって通算して10年以上になる者の中から任命されるのに対し、判事補は、司法修習を終えた者の中から任命される。

また、判事は、裁判官として完全な職権を有するのに対し、判事補は、原則として一人で裁判することができないほか、裁判長になることもできないなど、その職権が制限されている。

このように、下級裁判所の裁判官の官職を判事と判事補とに区分し、違いを設けている趣旨は、裁判官として完全な職権を行使するためには、法曹として一定の職務経験を積むことを要求することによって、裁判の適正迅速な処理を図るとともに、裁判に対する国民の信頼を保持しようとするものであって、合理的な理由があるといえる。

2 裁判所職員定員法は、このような判事と判事補の任命資格及び職権の違いを定員管理上も明確にするため、判事の員数と判事補の員数とを分けて規定しているものである。]

更問 特例判事補制度があることからすれば、判事補と判事を区分する意義は失われているのではないか。

- 1 判事補のうち、判事補の職権の特例を受けた判事補、いわゆる特例判事補（注1）については、地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとされており、裁判官の職権という点においては、基本的に違いはない（注2）。
- 2 もっとも、特例判事補は、あくまで、判事補の職権の特例等に関する法律において認められた特例制度である上、判事補全体としてみれば、いまだ判事補の職権の特例を受けておらず、職権が制限された判事補も多数存在するところである。また、高等裁判所の判事の職務を行なう場合には、特例判事補においてもなお職権の制限を受けることとなる。

したがって、特例判事補制度の存在によって、直ちに判事及び判事補を区分する意義が失われるものとは考えていない。

（むしろ、事件の適正迅速な処理を図るために、実務上の運用改善や手続法などの制度改革に加え人的態勢の充実を含めた総合的な取組が必要であるから、こうした取組を踏まえた人的態勢の整備の必要性について、定員法の改正案の審議に際し、判事と判事補とを区分した上で、国会に御審議いただくことに一定の意義があるものと考えている。）

（注1）「判事補の職権の特例等に関する法律」（昭和23年法律第146号）において、判事補等の職にあって、通算して5年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、判事補としての職権の制限を受けないこととされている。

(注2) 高等裁判所の判事の職務を行なう場合においては、判事補は、同時に2人合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

(参考) 裁判所における運用

裁判所においては、特例判事補制度の計画的・段階的に解消すべきであるという認識の下、当面、任官7年目ないし8年目にシフトすることを目標に見直しを進めているところであり、東京、大阪、名古屋をはじめとする大都市本庁では、ほぼこの目標を達成することができている（ものと承知している。）。

(参照条文)

- 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）  
第一条 判事補で裁判所法（昭和22年法律第59号）第四十二条第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあってその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、同法第二十九条第三項（同法第三十一条の五で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとする。  
2 裁判所法第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の年数の計算に、これを準用する。

第一条の二 最高裁判所は、当分の間、高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるときは、その高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事補で前条第一項の規定による指名を受けた者にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

- 2 前項の規定により判事補が高等裁判所の判事の職務を行う場合においては、判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官  
及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数  
を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

2 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一  
又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の  
職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職  
とみなす。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前  
項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数  
に限り、これを当該職に在つた年数とする。

4 三年以上前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職  
に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合  
においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は  
弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用し  
ない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に  
任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、  
検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、  
同様とする。

第四十三条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終  
えた者の中からこれを任命する。